

三重県公報

平成27年2月20日(金)

第 2675 号

毎週火・金曜日発行

		<u></u> 次					
番号)	(題	名)		((担当)		(頁)
	告示						
97	生活保護法の規定による医	療扶助のための施術を担当っ	する施術者の指定	(地域	福祉課)	2
98	生活保護法の規定による指	定施術者からの名称等の変勢	更の届出	(同)	2
99		国の促進並びに永住帰国した 関する法律の規定による医療	—	(同)	2
100		国の促進並びに永住帰国した 関する法律の規定による指定		(同)	2
101	保安林の指定をする予定で	ある旨の通知		(治山	林 道 課)	2
102	同件			(同)	3
103	保安林の指定施業要件を変	更する予定である旨の通知		(同)	3
104	同件			(同)	4
105	道路の区域変更及びその関	系図面の縦覧		(道路	管 理 課)	5
106	道路の供用開始及びその関	系図面の縦覧		(同)	5
107	三重県屋外広告物条例及び 及び区間の指定の一部を改	三重県屋外広告物条例施行規 正する告示	見則の規定による区域	(景観ま 課)	ちづくり		5
	公 告						
	特定非営利活動法人の設立	の認証の申請があった旨及び	ぶその関係書類の縦覧	(男女共 P O課)	同参画・]	N	6
	特定非営利活動法人の定款	の変更の認証を行った旨		(同)	6
	土地改良区の定款変更の認	可		(農地	調整課)	6

告 示

三重県告示第 97 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 27 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
山下 藤夫	ヤマシタ接骨院	桑名市東汰上 588-1	平成 27 年 1 月 5 日

三重県告示第98号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 27 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
岡田 誠道	接骨院 岡田やまの	四日市市三滝台 4 丁 目 1-22	四日市市安島 2 丁目 9-8	平成 26 年 12 月 17 日
岡淳子	訪問マッサージ こころ津鍼灸治療院	津市木造町 1750	訪問鍼灸リハビリひぐらし鍼灸治療院	平成 27 年 1 月 5 日
岡淳子	訪問マッサージ こころ津鍼灸治療院	津市木造町 1750	津市小舟 720-103	平成 27 年 1 月 5 日

三重県告示第 99 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(同 法第55条において準用する場合を含む。)の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 27 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
山下 藤夫	ヤマシタ接骨院	桑名市東汰上 588-1	平成 27 年 1 月 5 日

三重県告示第 100 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の 2(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出が ありました。

平成 27 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
岡田 誠道	接骨院 岡田やまの	四日市市三滝台 4 丁 目 1-22	四日市市安島 2 丁目 9-8	平成 26 年 12 月 17 日
岡 淳子	訪問マッサージ こころ津鍼灸治療院	津市木造町 1750	訪問鍼灸リハビリひぐらし鍼灸治療院	平成 27 年 1 月 5 日
岡 淳子	訪問マッサージ こころ津鍼灸治療院	津市木造町 1750	津市小舟 720-103	平成 27 年 1 月 5 日

三重県告示第 101 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 27 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 保安林予定森林の所在場所

津市美杉町下多気字白口 1210 の 1、1210 の 14、1210 の 16、1210 の 17、1210 の 20、1210 の 22 から 1210 の 26 まで、美杉町奥津字鵒坂 840 の 1、字羽根田 1924、1924 の 1、字釜土廣 1925、1925 の 1、1926、1927

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 102 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 27 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 保安林予定森林の所在場所

南牟婁郡御浜町大字阪本字阪口 41 から 43 まで、字坂口 1406、1409 から 1418 まで、字楠木峪 1562 の 2、1562 の 3、1562 の 12

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字阪口 41 から 43 まで・字坂口 1406・1409 から 1412 まで・1414 から 1417 まで (以上 12 筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 103 号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から 次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3の規定におい て準用する同法第30条の規定により告示します。

平成 27 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字柚原 2041 の 3・2041 の 4 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)、 海山区河内字大河内山 605 の 26 から 605 の 29 まで、605 の 52、紀伊長島区東長島字井ノ島 254、字トノス 393 の 4、字大谷 424 の 1、424 の 8、424 の 10 から 424 の 14 まで、424 の 16、字大久保 820 の 8、字井戸谷 1351 の1から1351の4まで、1357の1、1358の1、1358の2、1359の1、1359の2、1360、1361、1363の5、1363 の7、1364の1、1364の6、1365の1から1365の3まで、1366の1、1366の2、紀伊長島区島原字島地二ツ合 3273 の 6 から 3273 の 10 まで、字島地阪本 3290 の 1、3290 の 2 (次の図に示す部分に限る。)、3290 の 3、3300、 3301、3302 の 6、紀伊長島区古里字大河内 1143 の 1、1144 の 1、1144 の 2、1145 の 3、1147、海山区馬瀬字産 屋谷 113、114、116、118 から 120 まで、122、126・126 の 1 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)、 127、129、字原 692 の 1、692 の 2、693 の 3、693 の 4、海山区矢口浦字生熊 1040 の 9 から 1040 の 11 まで、 1040 の 12 (次の図に示す部分に限る。)、海山区引本浦字在ノ上 528 の 3 から 528 の 6 まで、528 の 16、528 の 22、528 の 23、528 の 27、528 の 48、528 の 50、528 の 79、528 の 171、528 の 172、海山区小浦字治郎谷 371、 372、字番屋尾 384、海山区便ノ山字木津 937 から 939 まで、941 の 1 (次の図に示す部分に限る。)、942、943 の 1、945、海山区河内字〆泉 744、748 の 1、749 の 1、海山区船津字赤羽谷 1820 の 8、字寺谷 1959 の 1、1964 の 1、1964 の 2、字中土 498、516、海山区相賀字聾谷 1735、1742 の 1、1743 の 1、字二札張 1861、字西ノ谷 1876、字平尾アシ谷 1651 の 2、1651 の 15、海山区矢口浦字大谷平山 862 の 2 (次の図に示す部分に限る。)、紀 伊長島区島原字六路瀨 26、73 の 7、字東谷 122、海山区相賀字馬越小谷 1592、1593、1594 の 1、字馬越引崩 1630 から 1632 まで、1633 の 1、海山区矢口浦字大谷平山 862 の 4、862 の 5、862 の 16、862 の 18(次の図に示す 部分に限る。)、862 の 19、尾鷲市大字南浦字矢ノ川野田山 1935、1936 の 1、1936 の 2、1937 から 1945 まで、 1947、1948、1950、1952、1956、1957、1960の1、1961、1962の1、1963、1966、1967、1968の2、1969から 1972 まで、1976 から 1978 まで、1979(次の図に示す部分に限る。)、曽根町字六条 17 の 1、17 の 2(次の図に 示す部分に限る。)、17 の 5、17 の 7、17 の 17、17 の 21、17 の 22、17 の 27、字往還端 134、136、大字南浦字 小原野湯木屋 3002 の 2、3003、3010、字焼餅ケ谷 3685、3686 の 1、3687、賀田町字中山 1253 の 1、三木里町 字下野谷 1375 の 3、1375 の 28 (次の図に示す部分に限る。)、須賀利町字丹生 27 の 2、28、29、30 の 1、30 の 2、31、32、33 の 1 から 33 の 4 まで、三木里町字杉ノ本 1362、字下野谷 1381 の 2、1381 の 4、1381 の 5、1375 の2 (次の図に示す部分に限る。)、1375 の4 から1375 の18 まで、1375 の20 から1375 の22 まで、1375 の23 から 1375 の 27 まで (以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字原 693 の 3・字在ノ上 528 の 3・528 の 16 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、尾鷲市役所 及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 104 号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から 次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3の規定におい て準用する同法第30条の規定により告示します。

平成 27 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町海山区便ノ山字害ノ木916の1(次の図に示す部分に限る。)、916の4、字栃山920の1(次

の図に示す部分に限る。)、海山区船津字平石 1968 の 6、1968 の 7、1971 の 1、1971 の 2、字樋ケ谷 1972 の 2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 105 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成 27 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 小牧小杉線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市山之一色町字穴田 544番1から	田	8.56~30.09	172.44
四日市市東坂部町字坊ノ山 2265 番1まで	新	8. 63~47. 44	164. 62

三重県告示第 106 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。 平成 27 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	
県道	員弁郡東員町大字長深字筆ヶ崎 2081 番 4 から 平成 27 年 2 月		
四日市員弁線	員弁郡東員町大字長深字東山 2111 番 4 まで		
県道	四日市市山之一色町字穴田 544番1から	平成 27 年 2 月 23 日	
小牧小杉線	四日市市東坂部町字坊ノ山 2265番1まで	平成 27 平 2 月 23 日	

三重県告示第 107 号

三重県屋外広告物条例及び三重県屋外広告物条例施行規則の規定による区域及び区間の指定(昭和 57 年三重県告示第 313 号)の一部を次のように改正します。

平成 27 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

2の項(1)の表県道礫浦押淵線の項第2号中「英霊塔」を「町道竃線起点」に改める。

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成27年4月5日まで縦覧に供します。

平成 27 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 申請のあった年月日
 - 平成 27 年 1 月 20 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
- (1) 名称

特定非営利活動法人 むうの木

(2) 代表者の氏名

新美 惠子

(3) 主たる事務所の所在地

員弁郡東員町笹尾東1丁目7番2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、日常生活における健康維持と文化・芸術に関する事業を行い、もって社会健康福祉と市民の幸福に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の 認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則(平成10年三重県規則第69号)第6条第1項 の規定により、次のとおり公告します。

平成 27 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 認証年月日

平成27年2月3日

- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
- (1) 名称

特定非営利活動法人 桑名の杜

(2) 代表者の氏名

中嶋 恵子

(3) 主たる事務所の所在地

桑名市大福 376 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、老人福祉施策の一端を担うべく、高齢者に対して、老人福祉に関する事業をおこない、もって、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 30 条第 2 項の規定により、住山土地改良区 (亀山市住山町 352) の 定款の変更を認可しました。

平成 27 年 2 月 20 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

発行 **三 重 県**

三重県津市広明町 13 番地 三重県総務部法務・文書課 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/